明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○放送法施行規則第百六十一条第五項において準用する同条第一項の規定により指定再放送事業者の指定の変更を行った件（**総務**三二）　一
○放送法施行規則第百六十五条第一項の規定に基づく指定再放送事業者の指定の取消し及び第三項の規定に基づく指定再放送事業者の指定の失効が生じた件（**同**三三）　六
○株式会社海外通信・放送・郵便事業支援機構支援基準の一部を改正する件（**同**三四）　七
○政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した政府短期証券の発行条件等を告示（**財務**三六、三八、三九、四一、四三）　八
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項及び政府資金調達事務取扱規則第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債及び政府短期証券の発行条件等を告示（**同**三七、四二）　九
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した割引短期国債の発行条件等を告示（**同**四〇）　九

〔**官庁報告**〕

国家試験

令和三年度情報セキュリティマネジメント試験合格者（経済産業省）　二

〔**公　告**〕

諸事項

裁判所
破産、免責、特別清算関係　三
特殊法人等
土地家屋調査士名簿登録等、弁理士登録・特定侵害訴訟代理業務の付記関係　三六
地方公共団体
教育職員免許状失効関係　三九
会社その他
会社決算公告　四一